

様式第 1 号

令和 3 年 3 月 1 日

沖縄県知事

必ず、代表者・責任者の役職名・氏名を記入の上、押印をお願いします。
旅行業法に基づく登録番号を必ず記入してください。

所在地 沖縄県那覇市泉崎〇-〇-〇
申請者名称 株式会社●●旅行社
代表者役職 代表取締役社長
代表者氏名 沖縄 太郎
旅行業登録番号 1-△△△

印

おきなわ彩発見キャンペーン事業参加申請書兼交付申請書

標記について、おきなわ彩発見キャンペーン事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、おきなわ彩発見キャンペーン事業への参加及び補助金の交付を申請します。

必ず押印が必要です。
「角印」は不可となります。

記

1 対象事業者

旅行業法（昭和 27 年法律 239 号）に基づき旅行業の登録を受けた旅行者及び旅行者代理業者であり、以下に該当する。（該当に〇付け）

①	沖縄県内に本社、支社及び営業所を有する、JATA（日本旅行業協会）会員	○
②	沖縄県内に本社、支社及び営業所を有する、ANTA（全国旅行業協会）会員	
③	日本国内に本社を有するOTA	
④	沖縄県内の観光協会	

2 補助金交付申請額

5,778,000 円

※千円未満は切り捨て

3 添付書類

該当する項目に〇を入力ください。

実施計画補助金算出シートの「利用目標（割引総額）」に記載されている金額を入力してください。

キャンペーン取扱マニュアルをご確認ください。

担当者所属部署	営業部
担当者氏名	琉球 次郎
メールアドレス	〇〇@△△.●●
電話・FAX番号	TEL:098-●●●-〇〇〇〇 FAX: 098-●●●-△△△△

記載内容について問い合わせに対応できる方の連絡先を記入してください。

誓約書

私は、このたびの事業を行うにあたり、次の事項について誓約します。

- 1 おきなわ彩発見キャンペーン事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づく、県の決定に対し、異議は一切申し立てません。
- 2 販売商品において、基準とする新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ガイドラインの取り組みを実施していることを確認します。
- 3 本事業において、規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の全部又は違反若しくは不正に係る部分に関し、返還に応じます。
- 4 本事業に関する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管します。また、国及び県に、本事業にかかる資料の提出を求められた際には、必ず提出します。
- 5 国及び県が本事業の実施状況、経理状況等について調査を実施する場合、誠実に対応します。
- 6 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものではありません。また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人、その他の団体又は個人ではありません。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、又第三者に損害を与える目的をもって暴力団、または暴力団を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して、資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的、又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 7 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当然も、異議は一切申し立てません。

必ず押印が必要です。
「角印」は不可。

所在地 沖縄県那覇市泉崎 〇-〇
申請者名称 株式会社●●行社
代表者役職 代表取締役社長
代表者氏名 沖縄 太郎
旅行業登録番号 1-△△△

印

令和3年3月1日

沖縄県知事 殿

必ず押印が必要です。
「角印」は不可。

所在地 沖縄県那覇市泉崎〇-〇-〇
申請者名称 株式会社●●旅行社
代表者役職 代表取締役社長
代表者氏名 沖縄 太郎

印

おきなわ彩発見キャンペーン事業口座確認書

おきなわ彩発見キャンペーン事業にかかる口座情報について、届け出ます。

記

(口座情報)

金融機関名	(銀行コード:)
本・支店名	(本・支店コード:)
預金種別	
口座番号	
フリガナ	
名義人	

※名義人の名称・フリガナは省略せずに正確に記入してください。
(正確に記入していないと、支払いができない場合があります)

※上記口座の通帳の写しを添付すること